

東海村囲碁連盟規約（H23・4・17改定）

第1条 名称及び事務局

本連盟は、東海村囲碁連盟と称し、事務局を理事長宅に置く。

第2条 目的

本連盟は、東海村文化協会に所属し、同協会の活動に参画することにより、地域文化の向上発展に寄与することを目的とする。

2 本連盟は、本連盟加入者（以下、「会員」という。）相互の親睦と棋力の向上を図る。

第3条 会員の資格と加入脱退

本連盟は、村内に在住又は在勤する者（元該当者を含む。）を以って組織する。

ただし、近隣市町村在住者でも加入できる。

2 加入しようとする者は、理事長に申し出、役員会の承認を得るものとする。

3 脱退する場合は、理事長に申し出るものとする。また、会費未納者の取り扱いについては、細則で定める。

第4条 事業

本連盟は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 月例会
- (2) 研修会、初心者講習会
- (3) 文化祭村民囲碁大会
- (4) 村内外囲碁団体との親善囲碁会
- (5) その他、役員会で決定した事業

第5条 役員

本連盟に、次の役員を置き、それぞれの任務に当たる。

- (1) 理事長 1名
本連盟を総理する。また、東海村文化協会の「理事」の任に当たる。
- (2) 副理事長 1名
理事長を補佐し、理事長に事故ある場合はその職務を代行する。
- (3) 事務局長 1名
本連盟の事務及び会計を司る。
- (4) 事務局次長 1名
事務局長を補佐し、事務局長に事故ある場合はその職務を代行する。
- (5) 理事 若干名
他の役員に協力して、本連盟の運営に当たる。
- (6) 監査役 2名
本連盟の会計事務を監査する。
- (7) 評議員 1名
東海村文化協会の評議員の任に当たる。
- (8) 顧問 1名

理事長の要請により、本連盟の運営について助言・援助する。

(9) 幹事 事業毎2~3名

各事業毎に、役員の中から担当幹事を選任し、事業を計画・実施する。

ただし、文化祭村民囲碁大会については、役員全員で計画・実施する。

2 役員の選出

理事長及び副理事長は、役員会において選出し、総会の承認を得る。

その他の役員は、役員会において選出又は推薦し、理事長がこれを委嘱する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6条 会計

本連盟の経費は、次の収入を充当する。

(1) 会費及び臨時会費

(2) 東海村文化協会助成金及び奨励金

(3) 繰越金、寄付金、等

2 会費は、年額とし、毎年度初めに事務局長に納入するものとする。

会費年額は、細則で定める。

なお、年度途中加入者については、年内加入は全額、翌年加入は半額とする。

また、脱退した場合、納入済の会費は返却しない。

3 臨時会費、慶弔費等については、その都度役員会で決定する。

4 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第7条 会議

本連盟の会議は、総会及び役員会とし理事長が招集する。

2 議事は、会議出席者の過半数を以って可決され、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第8条 総会

総会は、会員を以って構成し原則として年1回開催する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は、会員総数の3分の1以上の要求があったときは、臨時に開催する。

2 総会の議長は、会員の中から選出する。

3 総会は、会員の過半数の出席（欠席者のうち、委任状提出者も出席と見做す。）を以って成立する。

4 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 予算及び決算

(2) 事業計画

(3) 理事長及び副理事長の承認

(4) 規約の改廃

(5) その他、重要な事項

第9条 役員会

役員会は、役員を以って構成し、理事長又は事務局長が必要と認めたときに開催する。

2 役員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業の企画運営並びに予算案及び決算案
- (2) 予算変更
- (3) 加入及び脱退
- (4) 理事長及び副理事長の選出
- (5) 事務局長及び事務局次長の選出
- (6) 理事、評議員、監査役及び顧問の推薦
- (7) 細則の制定並びに改廃
- (8) その他、本連盟の運営に関する事項

第10条 連盟の義務

本連盟は、東海村文化協会に対し同協会規約に則り、次の義務を負う。

- (1) 会費の納入（金額は、東海村文化協会細則による。）
- (2) 東海村文化祭参加費（金額は、文化祭実行委員会規約による。）納入
- (3) 書類提出
 - a. 文化協会助成金に関する実績報告書
 - b. 文化協会助成金に関する事業計画並びに予算
 - c. 文化協会会員名簿及び役員名簿
 - d. その他、東海村文化協会から要請されたもの
- (4) 文化協会理事（連盟理事長）及び同評議員の派遣

第11条 細則

本規約の施行について必要な事項は、役員会の議決を経て別にこれを定める。

附則 1 本規約は、平成23年5月1日から施行する。

東海村囲碁連盟細則

東海村囲碁連盟規約第11条の規定により、同規約の細則を以下のとおり定める。

1. 東海村囲碁連盟対局規定

月例会、文化祭村民囲碁大会、対原研OB親善囲碁会等の対局規定は次のとおりとする。

(1) 段・級位

囲碁連盟会員は、会員名簿に記載のもの（年度途中で昇段・級した場合は、昇段・級後のもの）とする。

囲碁連盟会員以外の参加者は自己申告によるが、理事長及び幹事の協議により、過去の成績を考慮して決めることができる。

(2) 対局組合せ

対局組合せは、次の基準により対局進行係が決めるものとする。

ただし、総当たり戦の場合は、この基準は適用しない。

a. 初回は、段・級位が同じか最も近い者

b. 2回戦以降は、勝率及び段・級位が同じか最も近い者

ただし、勝率を優先する。

c. 最終回などで対局回数未消化の者には、対局が終了していて、勝率が最も良い最高段・級位の者（未消化の者と対局がなかった者に限る。）が落番で対局相手となる。

d. 途中棄権者が生じた場合、棄権者の残りの回はすべて不戦敗とし、棄権者と対局する組合せとなった者は、不戦勝とする。

(3) 手合割り

a. 同段・級は、互先・先手6目半コミ出しとする。（先手は、握りで決める。）

b. 1段・級差1子の置碁とし、ジゴは、白勝ちとする。

(4) 対局時間

a. 1局の対局時間は50分から60分の範囲内とし、囲碁会の計画段階で役員会において決める。

b. 制限時間（対局時間掲示に表記）の10分前から、持ち時間を各5分に設定された対局時計を使用するものとし、時間切れは、その時点で負けとする。

(5) 順位の決め方

a. 勝数が多い方を上位とする。

b. 勝数が同じ場合は、全勝点（全対戦相手の勝数の合計）が多い方を上位とする。

c. 全勝点も同じ場合は、勝勝点（勝った相手の勝数の合計）が多い方を上位とする。

d. さらに、勝勝点も同じ場合は、直接対局で勝った方を上位とする。

直接対局がない場合は、握り又は抽選により上位を決める。

2. 会費

当連盟の会費は、年額で、次のとおりとする。

一般会員：2,000円

女性会員：1,000円

子供会員：500円（子供会員は、高校生以下とする。）

3. 会費未納者の取り扱い

2年連続して会費を納入しなかった会員は、本人から退会の申し出がなくても、役員会の議決により退会扱いとすることができる。

事務局長が該当する会費未納者を年度末の役員会に報告し、次年度における取り扱いを議決する。

（東海村文化協会の助成金が連盟の会員数に応じて支給されることから、会費の納入がなく月例会にも参加しない名簿上だけの会員の存在には問題がある。）

4. 月例会開催日時及び開催場所

（1）月例会は、原則として毎月第3日曜日の午前9時から、東海村中央公民館の二階講座室を会場として行う。

ただし、原研OB会との親善囲碁会、一泊囲碁研修会及び文化祭村民囲碁大会が行われる月は、月例会を行わない。

（2）月例会の開催日時・場所に変更が生じた場合は、事務局長又は事務局長から依頼を受けた役員が、会員に通知する。

（3）月例会の場所の確保、昼食と賞品の準備及び対局進行係は、事務局長又は事務局長から依頼を受けた役員が行う。

（4）月例会の会場の準備及び後片付けは、参加者全員で行う。

5. 昇級及び昇段

各種囲碁会における成績の偏りを防止すると共に会員の向上心を惹起させるため、月例会、原研OBとの親善囲碁会、一泊囲碁研修会及び文化祭村民囲碁大会等において以下の成績を上げた者を、役員会の議決を経て、昇級又は昇段させる。

なお、これらの囲碁会における成績は、事務局長が記録する。

（1）5局対局する囲碁会

a. 全勝 b. 4勝1敗を連續2回

（2）6局以上対局する囲碁会

a. 全勝 b. 1敗で優勝した者

（3）月例会の年間の成績が7割以上の者。ただし、7回以上の参加者に限る。

附則 1 本細則は、平成23年5月1日から施行する。